

医科点数表の解釈 平成24年4月版

Web追補 No.1 (平成25年8月号)

平成25年8月9日作成

- 以下の通知により、本書の内容に訂正が生じたので、ここに追補します。
 - 平成25年7月31日 保医発0731第2号 (平成25年8月1日適用)
- Web追補では、平成25年7月以降に生じた訂正について順次追補していきます。平成25年6月までの追補については、当社ホームページの「追補・訂正表ダウンロード」にてご確認いただけますので、ご利用下さい。 <http://www.shaho.co.jp/shaho/download/>

頁	欄	行	訂正前	訂正後
394	右		〔D012感染症免疫学的検査の「4」の右欄として追加〕	◇ マイコプラズマ抗体定性又はマイコプラズマ抗体半定量は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 ㊦ (平25. 7. 31 保医発 0731 2)
398			〔D012感染症免疫学的検査の「21」インフルエンザウイルス抗原定性を準用する項目として追加〕	◇ マイコプラズマ抗原定性 ア マイコプラズマ抗原定性は、マイコプラズマ感染の診断を目的として行った場合に、D012感染症免疫学的検査の「21」インフルエンザウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。 イ 当該検査は、D012感染症免疫学的検査の「4」のマイコプラズマ抗体定性若しくはマイコプラズマ抗体半定量又はD012感染症免疫学的検査の「23」のマイコプラズマ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 ㊦ (平25. 7. 31 保医発 0731 2)
399	右	下から18行目	〔次行に追加〕	(4) マイコプラズマ抗原は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 ㊦ (平25. 7. 31 保医発 0731 2)